

奈良県食品衛生検査所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六十号

奈良県食品衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

奈良県食品衛生検査所設置条例（平成二年三月奈良県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事務並びに」を「事務、」に、「事務を」を「事務並びにと畜場及び食鳥処理場における農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）に基づく事務を」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。